

○大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程

平成28年5月9日

改正 平成30年3月30日

令和元年6月3日

令和2年3月11日

令和2年5月19日

令和4年3月28日

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、大阪産業大学（以下「本学」という。）において、研究活動に関わるすべての者が、研究費の取扱いに係る不正を防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う教育職員および大学院生など研究活動を行う者のほか、研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。

2 この規程において「構成員」とは、研究者および研究費を取り扱う事務職員等をいう。

3 この規程において「研究費」とは、公的機関等から配分される競争的研究費等を中心とした研究資金およびその他学外から獲得した研究資金等のほか、本学が管理し研究活動のために使用するすべての経費をいう。

4 この規程において「不正」とは、故意または重大な過失により研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき研究費を支出すること、その他の法令、研究費を配分した機関が定める規程等および学校法人大阪産業大学（以下「本学園」という。）が定める諸規程等に違反して研究費を支出することをいう。

5 この規程において「配分機関」とは、公的機関および競争的研究費等の研究資金を配分した機関をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、本学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、第7条および第8

条に定める統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、構成員の意識の向上と浸透のため、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定し、周知徹底する。
- 4 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策・行動規範の策定に当たっては、第10条に定める研究倫理委員会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について委員と議論を深めなければならない。
- 5 最高管理責任者は、自ら各研究科、各学部および全学教育機構（以下「学部等」という。）に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。

（統括管理責任者）

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の対策として不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や本学の全教職員を対象とした啓発活動等の具体的な実施計画を策定しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 本学に、学部等における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各研究科長、各学部長および全学教育機構長（以下「各学部長等」という。）をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理監督または指導する学部等において不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、学部等の研究費の運営・管理に関わる研究者、事務職員およびその他の職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 自己の管理監督または指導する学部等において、定期的に啓発活動を実施する。
 - (4) 自己の管理監督または指導する学部等において、構成員が適切に研究費の管理・執

行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理・監督を行う者として、コンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を置く。

2 コンプライアンス推進副責任者は、学部等の各専攻主任、各学科主任および全学教育機構においては各センター長をもって充てる。

(監事)

第7条 本学に、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる者として監事を置く。

2 監事は、常勤監事をもって充てる。

3 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を研究倫理委員会において定期的に報告し、意見を述べる。

(不正防止計画推進部署)

第8条 本学に、本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署(以下「防止計画推進部署」という。)を置く。

2 防止計画推進部署は、産業研究所事務室をもって充てる。

3 防止計画推進部署は、統括管理責任者ととも本学全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認し必要な見直しをする。

4 防止計画推進部署は内部監査室と連携し、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を体系的に整理し評価する。

5 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(構成員の責務)

第9条 構成員は、研究費の取扱いに係る不正を行ってはならず、また、統括管理責任者及び不正防止計画推進部署が策定し、第10条に定める研究倫理委員会において承認された不正防止計画に基づき、不正の防止に努めなければならない。

2 構成員は、研究費の執行等に関する不正防止のため本学が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 研究費のうち、公的機関等から配分される競争的研究費等を中心とした研究費を取り扱う構成員は、本規程を遵守して、不正を行わないことを誓約した書面（以下「誓約書」という。）を最高管理責任者に提出しなければならない。

（研究倫理委員会の設置）

第10条 第1条に定める目的を達成するため、学長は、研究費の取扱いに係る不正防止に関する方策を策定・実施するため、研究倫理委員会を設置する。研究倫理委員会について必要な事項は、別に定める。

（通報窓口）

第11条 不正についての通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

2 学校法人大阪産業大学公益通報等に関する規程第3条に基づき、本学園内の通報窓口は内部監査室とし、外部における通報窓口は本学園が指定する弁護士または法律事務所とする。

（通報等の方法）

第12条 通報は、電子メール、電話、FAX、書面または面接の方法により行うことができる。

2 通報は、原則として実名を明らかにしたうえで行うものとし、研究費の不正を行ったと疑われる研究者の氏名またはグループ名ならびに不正の内容および不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面に明示して行わなければならない。

3 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、実名を明らかにして通報した場合に準じて取り扱うことができるものとする。ただし、匿名の通報であるために通報者への通知ができないなど、十分な調査と取扱いが行えない場合を除く。

4 報道や学会、インターネット等（以下「報道等」という。）により研究者の不正に関する指摘がなされたときは、次条に定める方法によって対応する。

（通報等の取扱い）

第13条 通報窓口は、通報への対応の際は通報者を保護する方策を講じなければならない。

2 通報窓口は、通報を受けたときまたは報道等により研究者の不正への疑いが指摘されたときは、直ちに内部監査室長を通じ、最高管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者または報道等により不正への疑いが指摘された研究者（以下「調査対象者」という。）に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長にその内容を通知する。

- 3 統括管理責任者は、通報等の受付から10日以内に通報の内容の合理性を確認し、次条に定める調査の要否を判断する。
- 4 統括管理責任者は前項の調査を要しないと判断した場合は、その理由と併せ最高管理責任者に報告し、通報者に対しその旨を通知する。
- 5 統括管理責任者は、不正がこれから行われようとしているという通報がなされた場合、調査対象者に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
- 6 報道等により研究者の不正に関する指摘がなされたときは、統括管理責任者は、その内容について報道関係者等へ聞き取り調査等を行い、真偽を判断したうえで、次条に定める調査の要否を決定する。
- 7 統括管理責任者は、次条に定める予備調査を要すると判断した場合、最高管理責任者に報告する。
- 8 統括管理責任者は、必要に応じて調査対象者に対して研究費の一時的な執行停止を求めることができる。
- 9 統括管理責任者は、通報者、調査対象者および通報内容等について調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底する。
- 10 統括管理責任者は、前第5項、第6項および第8項について、最高管理責任者に報告する。

(予備調査および予備調査委員会)

第14条 最高管理責任者は、次の各号に定める場合、副学長に対して、本格的な調査（本調査）の要否を判断するため予備調査を付託する。

- (1) 第13条第5項から第7項に該当する場合
 - (2) 資金配分機関から調査の求めがあった場合
 - (3) 外部から不正の疑いが指摘され、調査の必要があると認めた場合
- 2 副学長は、予備調査委員会を設置し、付託を受けた17日以内に、その調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 3 予備調査委員会の委員は、次の各号に定める者とする。
- (1) 副学長
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) 調査対象者が所属する部署等のコンプライアンス推進責任者
 - (4) 副学長が指名する職員 若干名
 - (5) 財務部経理課長

- 4 本予備調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 5 大阪産業大学研究倫理委員会規程第5条第2項から第7項の規定は、予備調査委員会において準用する。
- 6 最高管理責任者は、第2項の報告に基づき、通報等(報道や外部機関からの指摘を含む。)を受けた30日以内に、本調査の要否を判断し、本調査を行う場合、配分機関に連絡する。
- 7 統括管理責任者は予備調査の結果、本調査を実施する必要がないと決定した場合は、その理由を付して、研究倫理委員会に報告するものとする。
- 8 予備調査委員会は、通報者および調査対象者に対して、ヒアリング等を実施することができる。

(本調査委員会の設置)

第15条 最高管理責任者は、第14条第2項の報告を踏まえ、必要と認めた場合は本調査委員会を設置する。

- 2 本調査委員会の委員は、次の各号に定める者とする。
 - (1) 副学長
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) 調査対象者が所属する部署等のコンプライアンス推進責任者
 - (4) 最高管理責任者が指名する職員 若干名
 - (5) 最高管理責任者が指名する学外の法律もしくは会計の専門家または学術研究倫理に関する専門知識を有する者 若干名
- 3 大阪産業大学研究倫理委員会規程第5条第2項から第7項の規定は、本調査委員会において準用する。
- 4 本調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 5 委員長は、本調査委員会を代表し、本調査委員会の業務を統括する。
- 6 本調査委員会の解散時期は、最高管理責任者が決定する。

(本調査委員会による調査の実施)

第16条 本調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

- 2 本調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告し、または協議しなければならない。
- 3 本調査委員会は、不正に係る事実の調査を実施し、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。また、最高管理責

任者に対して、原則としてその設置の日から起算して1ヵ月以内に中間報告を行い、3ヵ月以内に最終報告を行うこととする。

- 4 本調査委員会は、調査対象者、調査対象者が所属する部署等およびその関係者に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた者は、調査が円滑にできるよう積極的に協力し、知り得た事実について忠実に事実を述べるものとする。
- 5 本調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な書類を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。
- 6 本調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の研究者による教育研究活動および本学園の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。
- 7 本調査委員会における調査は、事実に基づき、公平不偏にこれを実施しなければならない。

(調査結果の通知)

第17条 最高管理責任者は、第16条により本調査委員会から中間報告および最終報告を受けたときは、中間報告および最終報告の内容を書面により、速やかに調査対象者に通知するものとする。

(不服申立て)

第18条 調査対象者は、中間報告の通知を受けた日から起算して10日以内に最高管理責任者に意見書を提出することができる。

- 2 調査対象者は、最終報告の通知に不服がある場合は、最終報告の通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。
- 3 前項にかかわらず、調査対象者は同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

(不服審査委員会)

第19条 最高管理責任者は、第18条第2項による不服申立てを受理したときは、不服審査委員会を設置する。

- 2 不服審査委員会は、本調査委員会および予備調査委員会の構成員を除く者のうちから最高管理責任者が指名した者若干名により組織し、委員長は互選により選出する。

3 不服審査委員会は、当該不服申立ての主旨、理由等をもとに、再調査実施の可否を判定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(再調査)

第20条 最高管理責任者は、前条第3項における不服審査委員会による報告を受け、再調査を実施する必要がないと決定した場合は、その理由を付して、書面により、調査対象者に通知するものとする。

2 最高管理責任者が、再調査を実施する必要があると決定した場合は、本調査委員会に対し再調査を命じるものとする。

3 本調査委員会が行う再調査等にあたっては、第15条および第16条の規定を準用する。

(研究倫理委員会への報告)

第21条 最高管理責任者は不正の事実が確認された場合、研究倫理委員会に報告しなければならない。

(配分機関への報告等)

第22条 最高管理責任者は、通報等の受付けから210日以内に、経緯・概要、調査体制、調査内容、不正等の内容、不正等の発生要因および再発防止策等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関へ報告しなければならない。

3 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じなければならない。

(研究費の返還・執行停止等)

第23条 最高管理責任者は、不正が行われた場合は、次の各号に定める措置を講ずる。

(1) 該当する研究費の執行停止および返還

(2) 研究費公募への応募資格の停止

(3) その他必要な事項

2 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第24条 最高管理責任者が、調査の結果、当該通報等の事実に関与した者に対する処分が必要であると認めた場合には、学校法人大阪産業大学大阪産業大学職員就業規則第46条に基づき手続きを行う。

(不正関与業者の処分)

第25条 研究費の不正に関与したことが確認された取引業者への対応は、固定資産および物品調達規程に基づき手続きを行う。

(理事長への報告等)

第26条 最高管理責任者は、研究費の不正に係る審議の経過、調査結果および認定した内容について速やかに理事長に報告する。

(調査結果の公表等)

第27条 最高管理責任者は、第16条第3項または第20条第3項の調査結果の報告において、研究費における不正が行われたとの認定があった場合は、特段の事情がない限り、次の各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正の内容
- (3) 本学が公表までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順
- (6) その他必要な事項

2 最高管理責任者は、不正が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合（調査事案が報道された場合を含む。）は、調査結果を公表することができる。この場合において、公表する内容は、不正は行われなかったことのほか、必要な事項とする。

3 最高管理責任者は、調査の結果、当該通報等が通報者の悪意に基づく通報であることが判明したときは、前項のほか、通報者の氏名および所属を公表する。

(名誉回復等)

第28条 最高管理責任者は、本調査の結果により、不正がなかったと認定された場合には、調査対象者の名誉回復に努めなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第29条 最高管理責任者は、第12条に定める通報を行ったことあるいは通報をされたことを理由として、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者等の保護)

第30条 本学は、通報者が通報をしたことをもって、不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

- 2 本学は、調査対象者が申立て、指摘等をされたことをもって、調査対象者の研究活動が全面的に停止されるなどの不利益を受けることがないように配慮しなければならない。
- 3 本学は、調査へ協力した者その他不正に関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益を受けることがないように配慮しなければならない。
- 4 本学は調査にあたっては、通報者が了承した場合を除き、この規程に定める業務に携わる者以外の者や調査対象者に通報者が特定されないように配慮しなければならない。

(調査への協力)

第31条 通報者、調査対象者およびその他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(守秘義務と個人情報の保護)

第32条 この規程に定める業務に携わる者は、その任務の遂行上知り得た情報（個人情報を含む。）を他に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(内部監査)

第33条 内部監査室は、研究費の適正な運営・管理の状況に関して、監査を実施する。

- 2 内部監査室は、前項の監査に際し、防止計画推進部署との連携を図り、効果的な監査の実施に努め、本学の実態に即して不正発生要因を分析する。
- 3 内部監査室は、専門的な知識を有する者を活用し、内部監査の質の向上を図る。
- 4 内部監査の実施は、過去の内部監査、並びに統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直すことで効率化・適正化を図る。

(事務処理)

第34条 この規程に関する事務は、産業研究所事務室で取り扱う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年5月9日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

(施行に伴う措置)

- 2 この規程の施行に伴い、平成24年1月27日制定の大阪産業大学公的研究費の不正使用

防止に関する規程および大阪産業大学公的研究費の不正使用防止に関する内規は廃止する。

附 則（平成30年3月30日）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月3日）

（施行期日）

この規程は、令和元年6月3日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月11日）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月19日）

（施行期日）

この規程は、令和2年5月19日から施行する。

附 則（令和4年3月28日）

（施行期日）

この規程は、令和4年3月16日から施行する。